

レンタルサービス利用規約

第一条（総則）

1. レンタル利用約款（以下「本約款」という。）は二輪処グループ各店舗（以下「当社」という。）と申込者（お客様）との契約関係について、その基本的事項を定めるものです。
2. 当社はお客様に対して、本約款に記載する条件にてレンタル契約及びこれに基づくサービス（以下、このレンタルサービスを総称して「レンタル」という。）を提供します。

第二条（レンタル契約について）

1. お客様が未成年の場合は、親権者の同意書をいただきます。
2. お客様の本人確認の為、運転免許書のコピーをいただき、当社で保管いたします。
3. 返却の際は当社の立会いの上、車両のチェック及び遺留品が無いかを確認していただきます。
4. 125cc 以上をレンタルされる際にはクレジットカードを提示していただきます。
5. クレジットカードが無き場合は、保証人が必要となります。お客様と同じく契約書にサインを頂きます。
6. 契約時にお勤め先、勤め先の連絡先、又は親権者の連絡先、住所をお聞きさせていただきます。
7. ガソリンは満タンで返却をお願いします。
8. 当社が定める規約に違反もしくは当社が適切でないと判断した場合は事前の告知なくお客様とのレンタル契約を中断させていただきます。

第三条（延長、長期レンタルについて）

1. 延長を希望される場合は1週間前までにご連絡ください。（すでに他の予約が有る場合延長できないことがあります。）
2. ご返却日までに入金が確認できれば引き続きレンタル可能です。（延長のご連絡をいただいても返却日を過ぎて入金がない場合、延滞料が発生します。24時間料金×延滞日数=延滞料金となります。）
3. 返却日の営業時間を過ぎますと延滞料金が発生いたします。
4. 返却日を過ぎていてもかかわらずお客様が音信不通で連絡が取れなくなった場合、窃盗とみなし法的処置を取らせていただきます。
5. 一週間以上連絡がつかない場合、親権者、お勤め先に行かせて頂き、全損金額又は延滞代、回収にかかった費用を全てお支払いしていただきます。
6. 長期レンタルの場合は距離にて車両の点検、整備させていただきます。来店が困難な地域でレンタルされているお客様はお近くのバイクショップにて点検していただくと共にその場でこちらにご連絡ください。当社に来店して頂ければ無料で点検させていただきます。
7. 2S Tバイクはオイルがなくなるとエンジントラブルを起こします。オイルの補充はお客様の責任でおこなってください。オイルの補充忘れによるエンジントラブルは部品代および修理費用をお客様に負担していただきます。
8. 当社の定める走行距離を過ぎてオイル交換に来店されていない場合や、他店でオイル交換したレシート又は領収書（作業履歴が分かる物）の提示ができない場合のエンジントラブルは部品代および修理費用をお客様に負担していただきます。

第四条（事故について）

1. 自損事故、事故が発生した場合には、警察署へ届け出をするとともに、事故発生の日時・場所・および事故内容について、当社に直ちにご連絡ください。
2. 警察署への届け出がない場合は車両保険、任意保険に加入されていても事故のすべての責任、修理代をお客様に負担していただきます。
3. バイクが全損（修理不可）の場合は車両代（時価額）、再登録費用、営業損害 を請求いたします。

第五条（盗難について）

1. 盗難が発生した場合には、警察署へ届け出をするとともに、当社にただちにご連絡ください。
2. 盗難発生時より1ヶ月間発見されなかった場合、全損として弁償して頂きます。

第六条（駐車違反について）

1. 放置違反（駐禁）があった場合速やかに警察にて違反金の納付をしてください。
2. 放置違反した日にちより、一週間以内に違反金納付の未納や、当社へ申告なく返却された場合は駐車違反代と契約違反金 25000 円お支払いいただきます。
3. お客様に連絡がとれない場合、大阪府公安委員会に意義申し立てし、免許証の照会をさせていただきます。又、違反金、契約違反金、損害金などの回収にかかった費用は請求させて頂き、レンタル期間中であってもバイクは回収させていただきます。

第七条（弁償について）

1. 車両の損害による修理は、部品代、工賃、営業損害をいただきます。
2. 営業損害金は50cc～125cc 未満のクラスはレンタル金額の1ヶ月分を請求します。
3. 125cc 以上の車両は修理並びに再調達に必要な日数分の休業損害を請求します。
4. タンク、マフラー、フレームなどの高額な部品は走行に支障のない傷や凹みの場合に限り、損害の分割をしており部品代の50%を請求いたします。
5. 修理費用、見積り金は車両返却時に請求いたします。

第八条（保険について）

1. 当社車両は全て、自賠責保険に加入しております。
2. 任意保険はお客様の判断にて必要な場合は加入する事ができます。自賠責の限度額を超える人身事故、物損等は借受人の責任となります。

第九条（補償について）

1. 消耗品、機関不良、エンジンがかからないなどは無料でメンテナンスさせていただきます。点検距離を過ぎても無点検車両、お客様の故意による損傷、大阪府外などは修理金額を負担していただきます。
2. レンタル期間中にバイクが故障した場合、修理期間をレンタル期間に加算させていただき延長という形で対応させていただいております。現金による返金はしていませんのでご了承ください。
3. 出先での故障によりかかった交通費、雑費などは補償対象外となり、あくまで車両修理での補償になります。
4. 他店での点検、修理費用はお客様負担になります、こちらからお伺いして点検させてもいただきます。

第十条（禁止事項）

1. 当社からのレンタル品を転貸し、売却等をしてはいけません。
2. 許可無くレース、各種テスト、改造をしてはいけません。
3. 燃料、オイルは当社が指定した物を入れてください。

☆注意事項☆

当社の 50cc～125cc 未満のレンタルバイクは通勤、通学、基本的に近距離の使用をメインにしております。旅行、ツーリングなど大阪府外に出られた故障などの修理費用などは引き取りに行ける範囲に限界があるため、全額お客様負担になります。が、当社まで持って来て頂ければ修理いたします。2 サイクル、少排気量のエンジン特性に伴い、長時間（信号の少ない地域、幹線道路）の連続走行にはむいておりません。道路交通法の制限速度を守って頂ければ故障の原因も軽減できる整備はしております。

申込者及び借受人は規約書の内容、料金契約を同意のうえ、本契約を申し込みます。

平成 年 月 日

お申込者 _____ 印